

令和8年3月9日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和8年3月1日付で下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

記

被処分者	全国健康保険協会支部職員
処分量定	降格
処分年月日	令和8年3月1日
事案の概要	令和7年11月17日、電車内で女性へ身体を接触させ、迷惑防止条例違反の容疑で現行犯逮捕された。

※全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）

以上